

# 高額療養費の「支給申請手続きの簡素化」について

高額療養費制度とは、1か月に支払った保険適用の医療費が一定の額を超えた場合に、申請によりその超えた額が支給されるものです。

これまでは、高額療養費に該当する月ごとに申請が必要でしたが、令和4年1月から、別途「支給申請手続きの簡素化」（以下「簡素化」という。）を申請することで、次回以降の申請が不要となり、高額療養費が発生した場合は指定された世帯主名義の口座に自動振込となります。

## 1. 申請の方法

対象世帯には、「高額療養費支給申請手続簡素化申請書」（以下「簡素化申請書」という。）を送付しますので、内容をご確認のうえ、記入して提出してください。

振込先の口座は、原則として世帯主名義の口座をご記入ください。世帯主名義の口座以外に振り込む場合は、世帯主からの委任状（簡素化申請書の裏面）が必要です。

### ※令和3年12月までにご案内の高額療養費について

簡素化申請以前の高額療養費については、簡素化の対象になりませんので、該当月ごとに申請が必要となります。

高額療養費は診療月の翌月から2年以内であれば申請が可能です。未申請がある方は、従来の「高額療養費支給申請書」により該当する月ごとに申請してください。未申請の有無については、担当までお問い合わせください。

## 2. 同意事項について

簡素化を申請するにあたり、以下の事項に同意いただきます。

- ・医療機関に対し自己負担額を遅滞なく支払い、支払い状況について町から医療機関に照会すること。
- ・医療機関等への未払いが判明した場合には、支給済の高額療養費を町に返還すること。
- ・診療内容について、再審査等により高額療養費支給額に差額が生じた場合は、町に返還または次回以降の支給額で調整を行うこと。
- ・国民健康保険税を期日までに納付すること。
- ・交通事故等の第三者行為があった場合は、傷病届を速やかに提出すること。

### 3. 支給について

簡素化申請以降に該当した高額療養費については、指定された振込先口座へ振り込みます（原則毎月 15 日）。支給金額や振込日については、「高額療養費支給決定通知書」にてお知らせいたします。支給がない場合は、通知等の送付はありません。

また、振込先口座を変更する場合は、簡素化申請書（変更）を提出してください。

### 4. 解除について

自己都合により簡素化を解除する場合は、簡素化申請書（解除）を提出してください。

また、対象世帯が次のいずれかに該当した場合は、簡素化が解除となりますのでご注意ください。解除後に高額療養費が該当した場合は、月ごとの申請が必要となりますので、従来の「高額療養費支給申請書」を提出してください。

- ・ 医療機関への未払いが判明した場合
- ・ 国民健康保険税の未納または滞納がある場合
- ・ 簡素化申請時の世帯主に異動があった場合
- ・ 指定された振込先口座に入金できなくなった場合
- ・ 申請の内容に偽りや不正があった場合

### 5. その他注意事項

- ・ 簡素化の対象世帯で、新たに公費負担医療（更生医療など）や医療費助成制度（重度心身障害（児）者医療など）、医療機関が実施する事業などで減免を受ける方がいる場合は、ご連絡をお願いします。
- ・ 簡素化申請後は、原則として領収書の提示は求めないこととしますが、自己負担額の確認のために提示をお願いする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。
- ・ 第三者行為（交通事故等）求償にかかる分は、簡素化の対象になりません。

#### 【お問い合わせ先】

〒990-1101 大江町大字左沢 882-1 大江町役場 税務町民課 国保医療係  
電話：0237-62-2291 FAX：0237-62-4736